

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第13条及び  
 特定建設資材に係る分別解体等に関する省令第4条の規定による書面

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)の場合)

1 分別解体等の方法

(該当事項の 欄に「レ」を付すか「 」とする)

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	仮設	仮設工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	土工	土工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	基礎	基礎工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体構造	本体構造の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	本体付属品	本体付属品の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用
	その他 ( )	その他の工事 有 無	手作業 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用(受注者の見積金額)

(注) 解体工事の場合のみ記載する。 \_\_\_\_\_ 円(税込)

解体工事に要する費用とは、分別解体から運搬車への積込に要する費用で、  
 解体工事に伴う仮設費及び運搬費は含まないものとする。

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地

受注者が選択した施設を記載(品目ごとに複数記入可)  
 この欄に書ききれない場合は別紙に記載のこと。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

(受注者の見積金額) \_\_\_\_\_ 円(税込)

再資源化等に要する費用とは、特定建設資材廃棄物の処分等に要する費用  
 及び運搬に要する費用とする。